

# 福岡市公報

令和8年4月16日 第7228号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○地縁による団体の主たる事務所及び代表者の変更(第87号) ……………	1
公 告	
○一般競争入札の実施(第101号) ……………	2
○特定調達契約等に係る提案の募集(第102号) ……………	2
市 議 会	
○福岡市議会傍聴規則の全部改正(規則第1号) ……………	3
教 育 委 員 会	
○福岡市教科用図書調査研究委員会規則の一部改正(規則第11号) ……………	6
東 区	
○転居の届出の無効(公告第2号) ……………	6

## 告 示

### 福岡市告示第87号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和8年4月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	老司3丁目第2区町内会	町内会長宅(福岡市南区老司三丁目13番8号)	福岡市南区老司三丁目13番8号 川嶋 圭子
変更後		町内会長宅(福岡市南区老司三丁目16番33号)	福岡市南区老司三丁目16番33号 徳本 健一

## 公 告

## 福岡市公告第101号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和8年4月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
建築B	志賀中学校校舎等外壁改修その他工事	総合評価落札方式
	早良中学校武道場内部改造その他工事（B長寿命化）	
	東光会館E V棟増築及び内部改修その他工事	
	博多中学校校舎内部改造工事（A長寿命化1）	
	那珂中学校校舎内部改造その他工事（B長寿命化）	
	老司中学校校舎内部改造工事（A長寿命化3）	
	青葉小学校校舎その他外壁改修工事	
	奈多小学校校舎等外壁改修その他工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

## (1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL [https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku\\_hp/contract\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html)

## (2) 期間

この公告の日から令和8年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

## (3) 時間

午前6時から午後10時まで

## 福岡市公告第102号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される

調達契約等に係る提案を募集するので、福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の2の規定により次のように公告する。

令和8年4月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 募集する事項

道路維持管理システム構築業務委託

2 提案書の提出期限

令和8年6月2日午後5時（郵送による場合は、同日午後5時までに必着とする。）

3 詳細は、提案競技募集要項による。

4 提案競技募集要項を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページにより配布する。

URL <https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

(2) 期間

この公告の日から令和8年5月7日午後5時まで

【英文の要約】

SUMMARY

1. Subject matter of the proposal

Contract for the development of a road maintenance management system

2. Time-limit for the submission of the proposal:

5 p.m., June 2, 2026

(Submission by post to arrive by 5 p.m., June 2, 2026)

3. For details, refer to the Proposal Explanation Form.

4. The Proposal Explanation Forms are available as follows:

(1) Distribution Method

Online: Fukuoka City official website

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

(2) Period

From the date of this notice to 5 p.m., May 7, 2026

市 議 会

福岡市議会傍聴規則を制定し、ここに公布する。

令和8年4月16日

福岡市議会議長 平 畑 雅 博

福岡市議会規則第1号

## 福岡市議会傍聴規則

福岡市議会傍聴規則（平成12年福岡市議会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。第12条及び第14条において「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、次項に規定する場合を除き、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 団体傍聴を希望する場合は、次に掲げる事項の全てを記入した書類を議長に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

(1) 団体の名称

(2) 代表者及びその他の会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名

（傍聴席）

第3条 傍聴席は、一般傍聴席、車椅子傍聴席、特別傍聴席及び記者席に分ける。

2 記者席には、議長が認めた市政記者でなければ着くことができない。ただし、傍聴券の交付に係る手続は、省略することができる。

（傍聴券）

第4条 傍聴券の種別は、一般傍聴券、車椅子傍聴券及び特別傍聴券とする。

(1) 一般傍聴券は、次号及び第3号の傍聴券を交付する者以外の者に交付する。

(2) 車椅子傍聴券は、現に車椅子を使用している者に交付する。

(3) 特別傍聴券は、乳幼児を連れた者その他議長が認めた者に交付する。

2 傍聴券は、会議の当日に所定の場所で先着順に交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り傍聴することができる。

（傍聴券の提示）

第5条 傍聴人は、係員から求めがあったときは、傍聴券を提示しなければならない。

（傍聴券の返還）

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（入場の制限）

第7条 傍聴席が満員のときは、傍聴席に入ることができない。

2 議長は、大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由が発生した場合は、傍聴人の人数を制限することができる。

（議場への入場禁止）

第8条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、凶器、火薬、劇毒薬その他身体、建物、器具等に危害又は損害を及ぼすと認められる物品を携行する者
- (2) 旗、ポスター、プラカード、メガホン、楽器、たすき、動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）その他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用され、会議又は傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携行し、又は着用する者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物品を携行しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第10条 傍聴人は、傍聴席において静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 携帯電話、パソコンその他音を発する機器は、電源を切ること。ただし、記者席において音を発しない状態で操作する場合については、この限りでない。
- (4) 議場における言論若しくは行為に対する可否の表明若しくは批判又は宣伝若しくは扇動をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。

ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第12条 法第115条第1項に基づく秘密会を開く議決があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

（係員の指示）

第13条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第14条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させること

ができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

教 育 委 員 会

---

福岡市教科用図書調査研究委員会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年4月16日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第11号

福岡市教科用図書調査研究委員会規則の一部を改正する規則

福岡市教科用図書調査研究委員会規則（平成13年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「かかわらず、」の次に「教育」を加え、「行い、その結果を答申する」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

---

東 区

---

福岡市東区公告第2号

次の者に係る転居の届出は無効であるので、公告する。

令和8年4月16日

福岡市東区長 平 田 成 人

無効である住所	氏 名	届出年月日
福岡市東区高美台二丁目49番1-202号 市 営高美ヶ丘住宅1棟	嘉山 幸慧	令和7年7月10日